

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政 令〕

○令和六年能登半島地震による災害に
ついでに災害対策基本法第百二条第
一項の政令で定める年度等を定める
政令（四六）

○特定不行為等に係る被害者の迅速
かつ円滑な救済に資するための日本
司法支援センターの業務の特例並び
に宗教法人による財産の処分及び管
理の特例に関する法律の一部の施行
期日を定める政令（四七）

○児童福祉法施行令の一部を改正する
政令（四八）

〔府 令〕

○金融商品取引業等に関する内閣府令
及び金融サービス仲介業者等に関す
る内閣府令の一部を改正する内閣府
令（内閣府一七）

〔省 令〕

○特定不行為等に係る被害者の迅速
かつ円滑な救済に資するための日本
司法支援センターの業務の特例並び
に宗教法人による財産の処分及び管
理の特例に関する法律施行規則
（法務八）

〔告 示〕

○無線従事者規則第六条及び第七条の
規定に基づき、総務大臣が別に告示
して指定する者を定める件
（総務五六）

○電気通信主任技術者規則第十条の規
定に基づき、総務大臣が別に告示し
て指定する者を定める件の制定につ
いて（同五七）

○日本国に帰化を許可する件
（法務五六）

○返納を命じた旅券を無効とする件
（外務七〇）

○円借款の支出期間の延長に関する日
本国政府とラオス人民民主共和国政
府との間の口上書の交換に関する件
（同七一）

○円借款の支出期間の延長に関する日
本国政府とスリランカ民主主義
共和国政府との間の口上書の交換に
関する件（同七二）

○確定給付企業年金法施行規則第五十
五条第一項第一号に規定する予定利
率の一部を改正する件
（厚生労働七一）

○確定給付企業年金法施行規則第四十
三条第二項第一号及び第二号に規定
する予定利率の下限及び基準死亡率
の一部を改正する件（同七二）

○公的年金制度の健全性及び信頼性の
確保のための厚生年金保険法等の一
部を改正する法律の施行に伴う経過
措置に関する政令第三条第二項の規
定によりなおその効力を有するもの
とされた公的年金制度の健全性及び
信頼性の確保のための厚生年金保険
法等の一部を改正する法律の施行に
伴う関係政令の整備等に関する政令
第一条の規定による廃止前の厚生年
金基金令第三十九条の三第三項に規
定する予定利率及び予定死亡率の一
部を改正する件（同七三）

○保安林の指定を解除する件
（農林水産四六九、四七六）

○大規模災害からの復興に関する法律
第四十三条第一項の規定に基づき特
定災害復旧等漁港工事を施行する件
（同四七七）

○特許庁以外の条約に規定する国際調
査機関に対する調査手数料の金額に
相当する本邦通貨の金額を定める件
の一部を改正する件（特許庁二）

○高速自動車国道に関する件
（国土交通一四八、一四九）

○確認検査の業務と同等以上の知識及
び能力を要する業務を定める件
（同一五〇）

○雷撃によって生ずる電流を建築物に
被害を及ぼすことなく安全に地中に
流すことができる避雷設備の構造方
法を定める件の一部を改正する件
（同一五一）

○大規模災害からの復興に関する法律
第四十八条第一項の規定に基づき特
定災害復旧等海岸工事を施行する件
（北陸農政局一）

〔国会事項〕

〔人事異動〕

内閣 警察庁 厚生労働省

〔官庁報告〕

官庁事項

船舶局無線従事者証明の申請者に対す
る訓練の実施（総務省）

〔公 告〕

諸事項

官庁

農林水産大臣が定める特定漁港漁場
整備事業計画の変更の案に係る公告
及び縦覧、建設業の許可の取消処分
関係

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、
破産、免責、再生、所有者不明関係
会社その他

本日公布された法令の「あらし」は、
次のページに掲載されています。

○厚生労働省告示第七十一号
確定給付企業年金法施行規則（平成十四年厚生労働省令第二十二号）第五十五条第一項第一号の規定に基づき、確定給付企業年金法施行規則第五十五条第一項第一号に規定する予定利率（平成十五年厚生労働省告示第九十九号）の一部を次の表のように改正し、令和六年四月一日から適用する。
令和六年三月八日
厚生労働大臣 武見 敬三
（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>確定給付企業年金法施行規則（平成十四年厚生労働省令第二十二号）第五十五条第一項第一号に規定する予定利率は、同号に規定する日の属する次の各号に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める率とする。</p> <p>一 令和五年度 年率〇・七一パーセント （当該年率に〇・五パーセント以内の率を加減して得た率を予定利率とすること について、当該確定給付企業年金を実施する事業主が確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第六条第二項及び第三項の規定の例により同条第二項の当該労働組合又は同項の当該厚生年金保険の被保険者の過半数を代表する者の同意を得た場合（企業年金基金を設立して実施する確定給付企業年金にあつては、当該加減して得た率を予定利率とすること について当該企業年金基金の代議員会において議決した場合。次号において「労働組合等の同意を得た場合」という。）にあつては、当該加減して得た率）</p> <p>二 令和六年度 年率〇・八六パーセント （当該年率に〇・五パーセント以内の率を加減して得た率を予定利率とすること について、労働組合等の同意を得た場合にあつては、当該加減して得た率）</p>	<p>確定給付企業年金法施行規則（平成十四年厚生労働省令第二十二号）第五十五条第一項第一号に規定する予定利率は、同号に規定する日の属する次の各号に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める率とする。</p> <p>一 令和四年度 年率〇・六六パーセント （当該年率に〇・五パーセント以内の率を加減して得た率を予定利率とすること について、当該確定給付企業年金を実施する事業主が確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第六条第二項及び第三項の規定の例により同条第二項の当該労働組合又は同項の当該厚生年金保険の被保険者の過半数を代表する者の同意を得た場合（企業年金基金を設立して実施する確定給付企業年金にあつては、当該加減して得た率を予定利率とすること について当該企業年金基金の代議員会において議決した場合。次号において「労働組合等の同意を得た場合」という。）にあつては、当該加減して得た率）</p> <p>二 令和五年度 年率〇・七一パーセント （当該年率に〇・五パーセント以内の率を加減して得た率を予定利率とすること について、労働組合等の同意を得た場合にあつては、当該加減して得た率）</p>

○厚生労働省告示第七十二号
確定給付企業年金法施行規則（平成十四年厚生労働省令第二十二号）第四十三条第二項第一号の規定に基づき、確定給付企業年金法施行規則第四十三条第二項第一号及び第二号に規定する予定利率の下限及び基準死亡率（平成十四年厚生労働省告示第五十八号）の一部を次の表のように改正し、令和六年四月一日から適用する。
令和六年三月八日
厚生労働大臣 武見 敬三

改正後	改正前
<p>確定給付企業年金法施行規則（平成十四年厚生労働省令第二十二号）第四十三条第二項第一号に規定する予定利率の下限は、計算基準日（同令第四十九条及び第五十七条第一項に規定する計算基準日をいう。）の属する次の各号に掲げる年度の区分に応じ、当該各号に定める率とし、同項第二号に規定する基準死亡率は、男子にあつては別表第一に定める率、女子にあつては別表第二に定める率とする。</p> <p>一〜二十二（略） 二十三 令和六年度 年率〇・一パーセント ト</p>	<p>確定給付企業年金法施行規則（平成十四年厚生労働省令第二十二号）第四十三条第二項第一号に規定する予定利率の下限は、計算基準日（同令第四十九条及び第五十七条第一項に規定する計算基準日をいう。）の属する次の各号に掲げる年度の区分に応じ、当該各号に定める率とし、同項第二号に規定する基準死亡率は、男子にあつては別表第一に定める率、女子にあつては別表第二に定める率とする。</p> <p>一〜二十二（略） （新設）</p>

○厚生労働省告示第七十三号
公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第七十四号）第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成二十六年政令第七十三号）第一条の規定による廃止前の厚生年金基金令（昭和四十一年政令第三十二号）第三十九条の三第三項の規定に基づき、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令第一条の規定による廃止前の厚生年金基金令第三十九条の三第三項に規定する予定利率及び予定死亡率（平成二十六年厚生労働省告示第六十九号）の一部を次の表のように改正し、令和六年四月一日から適用する。
令和六年三月八日
厚生労働大臣 武見 敬三
（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第七十四号）第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成二十六年政令第七十三号）第一条の規定による廃止前の厚生年金基金令（昭和四十一年政令第三十二号）第三十九条の三第一号に規定する予定利率の下限は、計算基準日（同令第四十九条及び第五十七条第一項に規定する計算基準日をいう。）の属する次の各号に掲げる年度の区分に応じ、当該各号に定める率とし、同項第二号に規定する基準死亡率は、男子にあつては別表第一に定める率、女子にあつては別表第二に定める率とする。</p> <p>一〜二十二（略） 二十三 令和六年度 年率〇・一パーセント ト</p>	<p>公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第七十四号）第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成二十六年政令第七十三号）第一条の規定による廃止前の厚生年金基金令（昭和四十一年政令第三十二号）第三十九条の三第一号に規定する予定利率の下限は、計算基準日（同令第四十九条及び第五十七条第一項に規定する計算基準日をいう。）の属する次の各号に掲げる年度の区分に応じ、当該各号に定める率とし、同項第二号に規定する基準死亡率は、男子にあつては別表第一に定める率、女子にあつては別表第二に定める率とする。</p> <p>一〜二十二（略） （新設）</p>

二項第一号の額の計算の基礎となる予定利率は、同号に規定する基準日の属する次の各号に掲げる事業年度の区分に応じそれぞれ当該各号に定める率とし、予定死亡率は、男子にあつては別表第一に定める率に〇・八六を、女子にあつては別表第二に定める率に〇・八六を、それぞれ乗じて得た率とする。

一 令和五年度 年率〇・七二パーセント

二 令和六年度 年率〇・八六パーセント

○農林水産省告示第四百六十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和六年三月八日

農林水産大臣 坂本 哲志

一 解除に係る保安林の所在場所 大分県玖珠郡九重町大字野上字藤ノ尾四〇七四の八〇から四〇七四の八五まで（国有林）

二 保安林として指定された目的 水源の涵養

三 解除の理由 道路用地とするため

○農林水産省告示第四百七十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和六年三月八日

農林水産大臣 坂本 哲志

一 解除に係る保安林の所在場所 宮城県伊具郡丸森町字関場五四の二（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的 水源の涵養

三 解除の理由 一般送配電事業用地とするため

（次の図）は、省略し、その図面を宮城県庁及び丸森町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百七十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和六年三月八日

農林水産大臣 坂本 哲志

一 解除に係る保安林の所在場所 広島県神石郡神石高原町油木字宗兼乙五五七四の二（次の図に示す部分に限る）、乙五五七三の二、乙五五七四の二、乙五五八〇の二から乙五五八〇の四まで、乙五五八四の三

二 保安林として指定された目的 水源の涵養

二項第一号の額の計算の基礎となる予定利率は、同号に規定する基準日の属する次の各号に掲げる事業年度の区分に応じそれぞれ当該各号に定める率とし、予定死亡率は、男子にあつては別表第一に定める率に〇・八六を、女子にあつては別表第二に定める率に〇・八六を、それぞれ乗じて得た率とする。

一 令和四年度 年率〇・六六パーセント

二 令和五年度 年率〇・七一パーセント

三 解除の理由 指定理由の消滅

（次の図）は、省略し、その図面を広島県庁及び神石高原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百七十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和六年三月八日

農林水産大臣 坂本 哲志

一 解除に係る保安林の所在場所 広島県庄原市西城町小島原字横手五〇八七の三九・五〇八七の四六から五〇八七の四八まで（以上四筆国有林）

二 保安林として指定された目的 水源の涵養

三 解除の理由 道路用地とするため

○農林水産省告示第四百七十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和六年三月八日

農林水産大臣 坂本 哲志

一 解除に係る保安林の所在場所 広島県庄原市西城町小島原字小坪五〇九五の二二・五〇九五の二三（以上二筆国有林）

二 保安林として指定された目的 水源の涵養

三 解除の理由 道路用地とするため

○農林水産省告示第四百七十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和六年三月八日

農林水産大臣 坂本 哲志

一 解除に係る保安林の所在場所 広島県庄原市西城町小島原字横手五〇八七の五〇・五〇八七の五一（以上二筆国有林）

二 保安林として指定された目的 水源の涵養

三 解除の理由 道路用地とするため

○農林水産省告示第四百七十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和六年三月八日

農林水産大臣 坂本 哲志

一 解除に係る保安林の所在場所 広島県庄原市西城町小島原字横手五〇八八の二九・五〇八八の三〇（以上二筆国有林）

二 保安林として指定された目的 水源の涵養

三 解除の理由 道路用地とするため

○農林水産省告示第四百七十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和六年三月八日

農林水産大臣 坂本 哲志

一 解除に係る保安林の所在場所 鳥取県東伯郡北栄町由良宿字西浜一九五四の四六から一九五四の四八まで・一九五四の五三（以上四筆国有林）、妻波字大西浜一三三〇の一七五（国有林）

○特許庁告示第二号

特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則（昭和五十三年通商産業省令第三十四号）第八十条の規定に基づき、昭和六十年特許庁告示第二号（特許庁以外の条約に規定する国際調査機関に対する調査手数料の金額に相当する本邦通貨の金額を定める件）の一部を次のように改正する。

令和六年三月八日

次表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
特許庁以外の条約に規定する国際調査機関が特許協力条約に基づく規則 ^{16.(a)} の規定に基づき要求する調査手数料の金額に相当する本邦通貨の金額は、次の各号に掲げる国際調査機関に応じ当該各号に定める金額とする。	特許庁以外の条約に規定する国際調査機関が特許協力条約に基づく規則 ^{16.(a)} の規定に基づき要求する調査手数料の金額に相当する本邦通貨の金額は、次の各号に掲げる国際調査機関に応じ当該各号に定める金額とする。
一 欧州特許付与に関する条約第四条に規定する欧州特許庁 二十九万七千五百円	一 欧州特許付与に関する条約第四条に規定する欧州特許庁 二十八万円
二・三 [略]	二・三 [略]

1 この告示は、令和六年四月一日から施行する。

2 この告示による改正後の規定は、この告示の施行の日以後に特許庁が受理する国際出願に係る手数料について適用し、同日前に特許庁が受理した国際出願に係る手数料については、なお従前の例による。